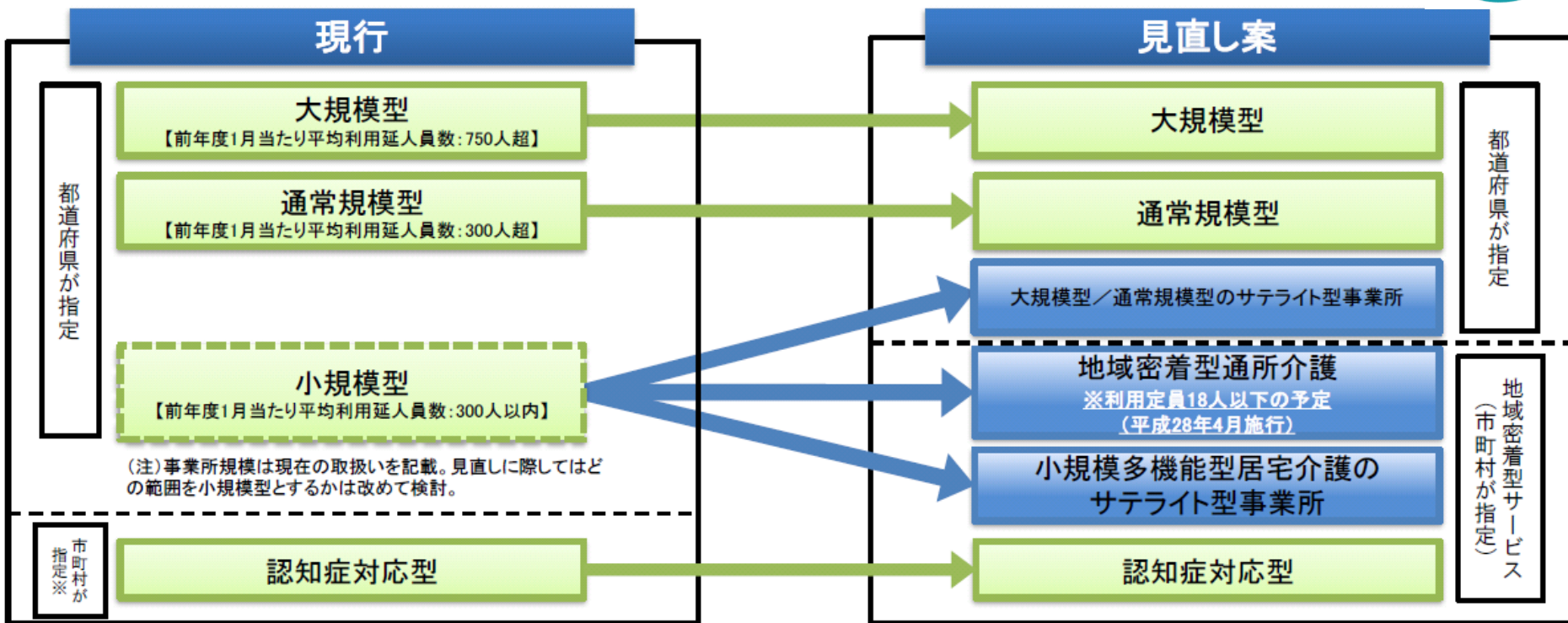


平成28年3月17日(木)  
介護予防・日常生活支援総合事業説明会 資料

# 地域密着型通所介護の創設について



# 1. 地域密着型通所介護の創設について



※地域密着型サービス

※地域密着型サービスとした場合の市町村の事務等

- 事業所の指定・監督
- 事業所指定、基準・報酬設定を行う際、住民、関係者からの意見聴取
- 運営推進会議への参加 等

※地域密着型サービスは、市町村の判断で公募により事業者を指定できる。

平成26年11月10日  
全国介護保険担当課長会議資料 抜粋

## 通所介護において充実を図ることが求められる機能

平成26年8月27日（第106回）  
介護給付費分科会資料

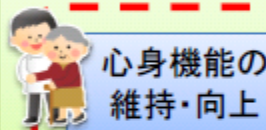
- 通所介護では、今後増加が見込まれる認知症高齢者や重度の要介護者を積極的に受け入れるとともに、心身機能向上から生活行為力向上訓練まで総合的に行うことにより自立した在宅生活を継続するサービスとして期待されている。
- また、利用者の地域での暮らしを支えるためには、医療機関や他の介護事業所、地域の住民活動等と連携し、利用者がサービスを利用しない日でも利用者を支える地域連携拠点が求められている。

### 居宅サービスの機能

（地域でこれらの機能を効果的・効率的に組み合わせて高齢者の生活を支える）

#### 生活機能の維持・向上、生活援助

##### 生活機能の維持・向上



生活援助

#### 家族の負担軽減

家族の  
負担軽減

※レスパイトは、左記の機能を発揮することで果たされる機能



#### 認知症高齢者・重度者への対応

全ての事業所  
で実施すべき  
基本的な取組

- アセスメントに基づく個別サービス計画の立案、計画に基づくサービス提供、計画の評価及び見直しといったPDCAに基づくサービスの提供
- 地域の他の事業所や専門職等との連携を通じたサービスの提供
- 利用者の社会性の維持

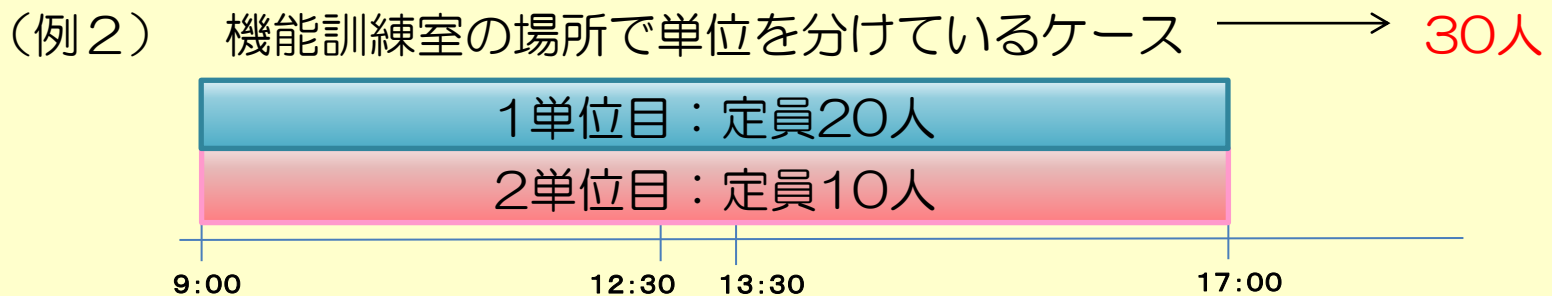
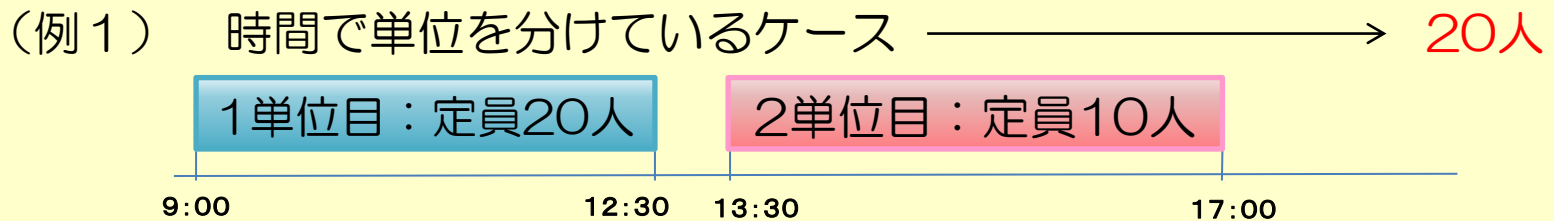


#### 地域連携の拠点としての機能

※ [ ] は通所介護において充実を図る機能

## 2. 利用定員について

- 利用定員とは同時にサービスを受けることができる利用者の上限をいいます。（運営規程等で定めているもの）
- 単位が複数ある場合の考え方（例）



### 3. 指定通所介護と指定地域密着型通所介護の違い

	指定通所介護	指定地域密着型通所介護
指定権者	神奈川県	藤沢市（原則として所在市町村）
利用者の範囲 （※1）	全国の被保険者が利用可能	原則として藤沢市の被保険者のみ利用可能
指定基準	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第20号）	藤沢市介護保険指定地域密着型サービスの基準に関する条例（平成25年藤沢市条例第46号）
地域との連携 （※2）	基準条例(県)上、規定なし	基準条例(市)上、規定あり
介護報酬 （※3）	通常規模型通所介護費又は大規模型通所介護費 （小規模型通所介護費は削除）	地域密着型通所介護費 （従前の小規模型通所介護費相当）

#### ポイント

地域密着型サービスとは：高齢者が、住み慣れた地域で、尊厳を持って暮らしていけるよう支援を行うサービス

## 3-①. 利用者の範囲について(1)

- 原則として、**事業所所在市町村の被保険者のみ**が利用できます。
- ただし、**平成28年3月31日時点で利用契約のある事業所所在市町村以外の市町村（他市町村といいます。）の被保険者については、平成28年4月1日以降もそのまま利用していただくことができます。**

＝平成28年3月31日現在、通所介護の指定を受けている利用定員18人以下の事業所は、平成28年4月1日には、地域密着型通所介護について、次の者からの指定を受けていることとなります。（これを「**みなし指定**」といいます。**指定申請の手続は不要です。**）

### ①所在市町村

### ②平成28年3月31日時点で利用契約のある他市町村被保険者の、当該他市町村

《例》平成28年3月31日時点で、藤沢市に所在する「藤沢デイサービス」（定員18人以下）について、茅ヶ崎市民のAさんが利用していた場合、「藤沢デイサービス」は、茅ヶ崎市からも指定を受けたものとみなされます。

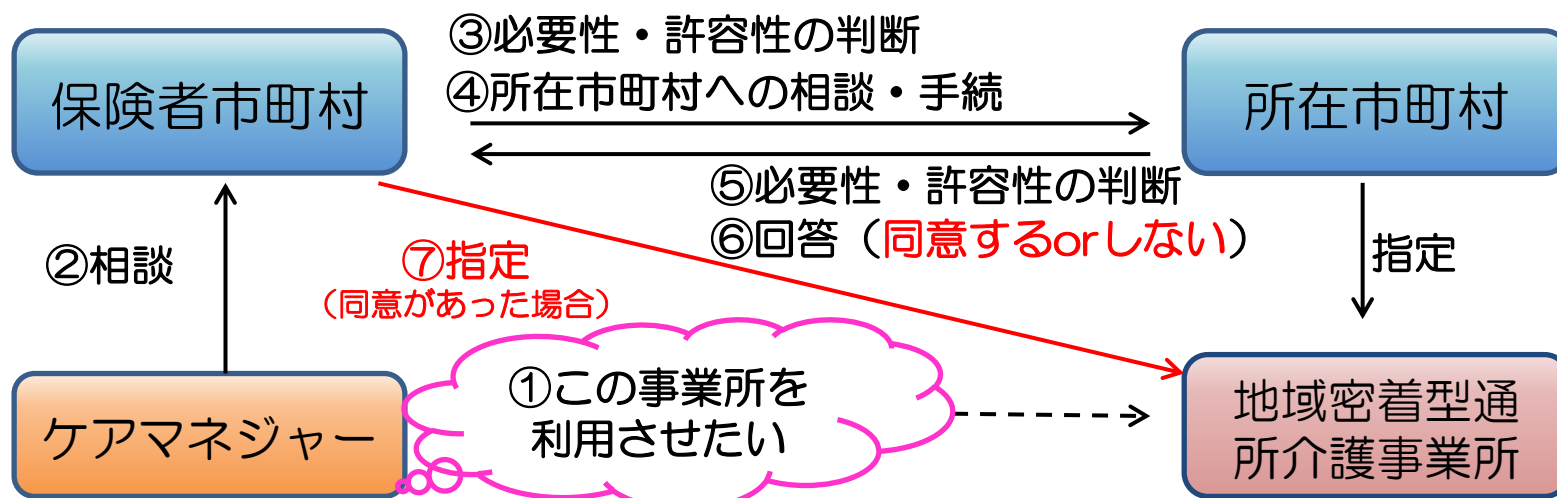
**ただし、その指定の効力はAさんにも及びます。**



## 3-①. 利用者の範囲について(2)

### ★ 平成28年4月1日以降の他市町村からの指定について


- 平成28年4月1日以降、やむを得ない事情があって、藤沢市にある地域密着型通所介護を利用を希望する他市町村の被保険者がいる場合、保険者である他市町村と、事業所所在市町村である藤沢市が、個々の事情を踏まえた上で、このような利用を認めるかを判断します。
- 利用を認めることが適当であると両市町村が判断した場合は、「保険者である他市町村が当該事業所を指定すること」について、事業所所在市町村が**同意**をすることとなります。
- **これはあくまで、例外的な取扱いです。**やむを得ない事情があるという場合は、まず、**ケアマネジャーから保険者市町村に相談してください。**




## 3-①. 利用者の範囲について(3)

### ★ 同意についての藤沢市の考え方（前ページ図⑤について）

- 藤沢市では、現在、地域密着型サービスの種類ごとに、同意について一定の基準を設けて判断しています。
- その中で、認知症対応型通所介護について、次の①及び②を満たす場合に同意をすることとしており、今後は、地域密着型通所介護についても同様の取扱いを行う予定です。

①当該他市町村に指定認知症対応型通所介護事業所がない、又は当該他市町村に指定認知症対応型通所介護事業所はあるが、定員上受入れ困難で、他市町村内では当該サービスが利用できない状況が続くと認められる場合  同意の**必要性**あり

②藤沢市の指定認知症対応型通所介護事業所での受入れに余裕があると認められる場合  同意の**許容性**あり

※ただし、指定通所介護から指定地域密着型通所介護に移行したことによる不都合が救済されないようなケースが出てきた場合は、検討を行う予定です。



## 3-①. 利用者の範囲について(4)

### ★ 住所地特例対象者について



#### 住所地特例とは

住所地特例とは、住所地特例対象施設（介護保険施設や特定施設等）に入所等を行うことにより、当該施設に住所を異動した被保険者については、従前住所地の市町村が引き続き保険者となる制度で、その対象者を**住所地特例対象者**といいます。

見分け方：被保険者証を発行している市町村と住所地が異なる市町村であれば、**住所地特例対象者**

②住所が「**藤沢市以外の市町村**」←  
（被保険者証を発行している市町村と住所地が異なる市町村である！）

①被保険者証は「**藤沢市**」から発行されている

※被保険者証を発行している市町村と住所地が同じ場合は、住所地特例対象者ではありません。

介護保険被保険者証 (1)	
番号	
被 保 者 の 住 所	②
フリガナ	
氏名	
生年月日	性別
交付年月日	
保険者番号	1 4 2 0 5 9
並びに保険者の名称及び印	① 神奈川県藤沢市 神奈川県藤沢市朝日町1番地の1 電話 0466(25)1111

## 3-①. 利用者の範囲について(5)

### ★ 住所地特例対象者と特定地域密着型サービス

➤ 平成27年4月から、次のサービスについては、「**特定地域密着型サービス**」と定義付けられました。（介護保険法第8条第14項）

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 夜間対応型訪問介護
- 認知症対応型通所介護
- 小規模多機能型居宅介護
- 複合型サービス

※平成28年4月1日からは、地域密着型通所介護もこれに含まれます。

➤ 住所地特例対象者は、施設所在市町村の特定地域密着型サービスを利用できます。

**ポイント**：住所地特例対象者の利用を受け入れるときは、特に保険者や所在市町村に連絡を入れる必要はありません。介護報酬の請求の際、介護給付費明細書（様式第二）の中程に住所地特例対象者用の給付費明細欄が設けられていますので、そこに記入することで、通常どおり請求できます。

## 3-②. 地域との連携について(1)

### ★ 地域との連携とは



- 地域との連携は、地域密着型サービス特有の考え方です。
- 地域密着型サービスは、生活圏域に根ざしたサービスとして位置付けられており、そのため、居宅サービスの基準にはない、地域との連携が運営基準上、設けられています。

### ★ 地域との連携の内容（市条例第60条の17、第60条の19第2項）

- ① 運営推進会議の**設置**及び**おおむね6月に1回以上の開催**の義務付け。
- ② 運営推進会議の**記録**の作成、公表及び**保存**。
- ③ 事業運営に当たり、**地域住民等との交流**を図ること。
- ④ 利用者からの苦情に関して関係市町村等が実施する事業に協力するよう努めること。
- ⑤ 同一建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、サービスを提供するよう努めること。

## 3-②. 地域との連携について(2)

### ★ 運営推進会議について

- 運営推進会議とは、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市職員又は管轄の地域包括支援センターの職員、当該サービスについて知見を有する者などにより構成される協議会のことです。

### ★ 運営推進会議の目的

- 事業所運営の透明性を確保すること
- サービスの質の確保及び向上を図ること
- 利用者の抱え込みを防ぐこと
- 地域住民との意見交換の場とし、地域連携を進めるきっかけとすること

### ★ 運営推進会議の設置について

- 平成28年4月1日から、市条例において、義務付けられます。
- 1年間は、経過措置として、設置しないことも認めていますが、地域との連携の重要性に鑑み、**できるだけ早期に設置してください。**

## 3-②. 地域との連携について(3)

### ★ 運営推進会議の設置の具体的手順

- ① 運営規程に運営推進会議を設置する旨の規定を置く。
- ② 運営推進会議のメンバーを決める。
- ③ 運営推進会議要綱等を作成する（任意）。
- ④ 藤沢市介護保険課に「指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者指定変更届出書」、「改正後の運営規程」「運営推進会議構成員」を提出する。



➡ 平成29年(2017年)3月31日までに行ってください

### ★ 運営推進会議の開催及び内容

おおむね6月に1回以上、会議を開催し、次のことを行います。

- ① 指定地域密着型通所介護の活動状況を報告し、評価を受ける。
- ② 運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く。

※個人情報を取り扱うため、会議開催は事業所ごとに行ってください。

※会議の記録をとり、5年間保存してください。

## 3-③. 介護報酬について(1)

### ★ 通所介護費と地域密着型通所介護費の考え方

平成28年3月31日まで

通所介護費				
療養通所介護費	小規模型 通所介護費	通常規模型 通所介護費	大規模型(I) 通所介護費	大規模型(II) 通所介護費
規模別による区分なし(利用定員9人以下)	前年度1ヶ月当たりの平均延利用者数 <b>300人以下</b>	前年度1ヶ月当たりの平均延利用者数 <b>301人~750人</b>	前年度1ヶ月当たりの平均延利用者数751人~900人	前年度1ヶ月当たりの平均延利用者数901人以上

規模を問わず  
地域密着型通所介護費へ

(新)

平成28年4月1日から(案)

地域密着型通所介護費 (利用定員18人以下)	
療養通所介護費	地域密着型通所介護費
規模別による区分なし。療養通所介護の指定事業所が算定可能(利用定員9人以下)	規模別による区分なし

小規模型は  
削除

通常規模型へ吸収※

通所介護費(利用定員19人以上)		
通常規模型 通所介護費	大規模型(I) 通所介護費	大規模型(II)通 所介護費
前年度1ヶ月当たりの平均延利用者数 <b>750人以下</b>	前年度1ヶ月当たりの平均延利用者数751人~900人	前年度1ヶ月当たりの平均延利用者数901人以上

※利用定員19人以上の事業所で、実績が300人以下の場合、今後は通常規模型を算定することとなる



### 3-③. 介護報酬について(2)

平成28年3月31日まで

地域密着型通所介護費へ  
スライド



6 通所介護費	
イ 小規模型通所介護費	ロ 通常規模型通所介護費
(1) 所要時間3時間以上5時間未満の場合	(1) 所要時間3時間以上5時間未満の場合
(一)要介護1 426単位	(一)要介護1 380単位
(二)要介護2 488単位	(二)要介護2 436単位
(三)要介護3 552単位	(三)要介護3 493単位
(四)要介護4 614単位	(四)要介護4 548単位
(五)要介護5 678単位	(五)要介護5 605単位
(2) 所要時間5時間以上7時間未満の場合	(2) 所要時間5時間以上7時間未満の場合
(一)要介護1 641単位	(一)要介護1 572単位
(二)要介護2 757単位	(二)要介護2 676単位
(三)要介護3 874単位	(三)要介護3 780単位
(四)要介護4 990単位	(四)要介護4 884単位
(五)要介護5 1,107単位	(五)要介護5 988単位
(3) 所要時間7時間以上9時間未満の場合	(3) 所要時間7時間以上9時間未満の場合
(一)要介護1 735単位	(一)要介護1 656単位
(二)要介護2 868単位	(二)要介護2 775単位
(三)要介護3 1,006単位	(三)要介護3 898単位
(四)要介護4 1,144単位	(四)要介護4 1,021単位
(五)要介護5 1,281単位	(五)要介護5 1,144単位

平成28年4月1日から(案)

2の2 地域密着型通所介護費
イ 地域密着型通所介護費
(1) 所要時間3時間以上5時間未満の場合
(一)要介護1 426単位
(二)要介護2 488単位
(三)要介護3 552単位
(四)要介護4 614単位
(五)要介護5 678単位
(2) 所要時間5時間以上7時間未満の場合
(一)要介護1 641単位
(二)要介護2 757単位
(三)要介護3 874単位
(四)要介護4 990単位
(五)要介護5 1,107単位
(3) 所要時間7時間以上9時間未満の場合
(一)要介護1 735単位
(二)要介護2 868単位
(三)要介護3 1,006単位
(四)要介護4 1,144単位
(五)要介護5 1,281単位

通所介護費の中から  
小規模型は削除



6 通所介護費
イ 通常規模型通所介護費
(1) 所要時間3時間以上5時間未満の場合
(一)要介護1 380単位
(二)要介護2 436単位
(三)要介護3 493単位
(四)要介護4 548単位
(五)要介護5 605単位
(2) 所要時間5時間以上7時間未満の場合
(一)要介護1 572単位
(二)要介護2 676単位
(三)要介護3 780単位
(四)要介護4 884単位
(五)要介護5 988単位
(3) 所要時間7時間以上9時間未満の場合
(一)要介護1 656単位
(二)要介護2 775単位
(三)要介護3 898単位
(四)要介護4 1,021単位
(五)要介護5 1,144単位

## 4. 3月中に行っていただくこと(1)

### ★ 全指定通所介護事業所

#### ① 利用定員の確認・変更の届出等

神奈川県に届け出ている利用定員については「介護情報サービスかながわ」に掲載されています。この届出定員に基づいて、地域密着型通所介護に移行するかの判断が行われますので、届け出ている利用定員と実際の利用定員に相違がないか、確認してください。

また、地域密着型通所介護へ移行しないため、又は移行するために、利用定員を変更しようとする場合には、3月中に、神奈川県へ来庁の上、届出を行ってください。

#### ② 各種調査への協力

今後、藤沢市や神奈川県等から、地域密着型通所介護への移行の関係に伴う調査等が行われた場合は、ご協力いただけますようお願いいたします。

## 4. 3月中に行っていただくこと(2)

### ★ 利用定員19人以上の事業所

#### 事業所規模の確認

今回の制度改正に伴い、指定通所介護の「小規模型」が無くなり、前年度の1ヶ月当たり平均延利用人数が750人以下の事業所については、全て「通常規模型」となります。(14ページ参照)

これまで定員19人以上で「小規模型」であった事業所は、「通常規模型」へ変更となりますので、事業所規模の変更届けの対象となります。変更届けは、3月15日までに神奈川県へ届け出ることとなっていますが、もし、届出をしていない場合は、県へご相談ください。

## 4. 3月中に行っていただくこと(3)

### ★ 利用定員18人以下の事業所

#### ① 他市町村利用者のリストアップ

平成28年3月31日時点で契約のある他市町村被保険者については、4月以降も引き続き利用することができますが、それを各保険者が把握する必要がありますため、あらかじめ事業所において、保険者市町村名、被保険者番号、被保険者氏名等をリストアップしておいてください。

#### ② みなし指定を希望しない場合の届出

平成28年3月31日で事業を廃止する等の理由により、地域密着型通所介護のみなし指定を希望しない場合については、神奈川県へ指定廃止届を提出するとともに、**県及び所在市町村**に、みなし指定を辞退する旨の申出書を提出してください。

(介護情報サービスかながわ>書式ライブラリ(書式/通知)>通所介護関連【在宅サービスグループ】に掲載あり)

#### ③ 定款・運営規程・契約書・重要事項説明書等の変更

- 契約書及び重要事項説明書の変更について、利用者への説明等の対応も併せて行ってください。
- 運営規程の変更について、サービス種別の変更に伴う変更だけの場合は、本市への届出の提出は不要です。

## 4. 3月中に行っていただくこと(4)

### ★ 定款について

法人が、初めて地域密着型サービス事業所の運営を行うこととなった場合で、定款の目的・事業の記載から、地域密着型サービス事業を行うことが読み取れない場合→定款の目的・事業の変更が必要となります。

#### 《例》

- ◎「居宅サービス事業」（介護保険法第8条第1項）のみ記載のある場合  
→「地域密着型サービス事業」（介護保険法第8条第14項）を追加
- ◎地域密着型サービス事業の記載があり、「認知症対応型共同生活介護」のように、個別サービスの種類も列記している場合  
→「地域密着型通所介護」を追加
- ◎地域密着型サービス事業の記載があり、個別サービスの種類は列記していない場合  
→変更なし

#### 《参考：新総合事業の記載の仕方の例》

- 「介護予防・日常生活支援総合事業」（介護保険法第115条の4 5第1項）
- 「第一号通所事業」（介護保険法第115条の4 5第1項□）

# 5. 4月以降に行っていただくこと

※ 対象：地域密着型通所介護事業所

	項目	行う時期・場合	参考
1	地域との連携	できるだけ早期	11ページ～13ページ、③
2	指定更新手続	指定有効期間の満了前 ※複数の市町村から指定を受けている場合は、全ての指定権者に対して更新申請が必要です。	③
3	変更届・加算届	変更時 ※複数の市町村から指定を受けている場合は、全ての指定権者に対して届出が必要です。	③
4	宿泊サービスの届出	宿泊サービスを新たに始める・やめる等の場合	③（4月1日～）
5	老人福祉法上の届出	事業の実施区域の変更時（4月1日）	①、②、③
6	業務管理体制の届出	地域密着型通所介護へ移行した場合で、予防通所介護の併設がなく、1市町村のみに事業所がある場合は、県から市町村へ届出先が変わるため、市町村へ届出すること ※次の場合は届出先が変わらないため、届出不要 ・（介護予防）居宅サービス事業所を運営している場合 ・複数の市町村で地域密着型サービス事業所を運営している場合	②、③



## 参考

### ★制度説明・手続方法・申請書等の掲載場所

①介護情報サービスかながわ（<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo/>）

ホーム>事業者>ライブラリ（書式/通知）>5. 国・県の通知>地域密着型通所介護移行関係

②介護情報サービスかながわ（<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo/>）

ホーム>事業者>ライブラリ（書式/通知）>8. 各種届出（業務管理体制・老人福祉法の届出・生活保護法の届出）等

③藤沢市ホームページ（<http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/index.html>）

ホーム>健康・福祉・子育て>福祉>介護保険>事業者向け

### ★制度改正に関する経過等についての資料の掲載場所

④厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/>）

ホーム>政策について>審議会・研究会等・社会保障審議会

## 6. 地域密着型通所介護・介護予防通所介護・新総合事業の関係

《例》平成23年7月1日に（介護予防）通所介護の指定を受けた、藤沢市内の事業所（利用定員15人）のケース

